

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成29年9月12日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	
3. 市区町村名	豊浦町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.toyoura.hokkaido.jp/hotnews/detail/00002143.html

執行機関名 豊浦町長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊浦町条例第28号)による重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1)資格関係事務 (2)給付関係事務
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第13の項 豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年豊浦町条例第28号)による重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する事務であって次に掲げるもの (1)資格関係事務 (2)給付関係事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第2条、3条	豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療の助成に関する条例第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第2条 全て母子家庭等には、児童が、そのおかれている環境にかかわらず、心身ともに健やかに育成される必要な諸条件と、その母子家庭の母及び父子家庭の父の健康で文化的な生活とが保障されるものとする。 第3条 国及び地方公共団体は、母子家庭等及び寡婦の福祉を増進する責務を有する。	第1条 この条例は、重度心身障害者及びひとり親家庭等の母又は父と児童に対し医療費の一部を助成をすることによって保健の向上に資するとともに福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		豊浦町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例